

昭和三十二年厚生省令第四十五号

水道法施行規則

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七条第一項、第二項第八号及び第三項第八号（第十二条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第二項第六号及び第三項第七号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条第一項及び第二項第八号及び附則第六条第一項並びに水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第三条第一項第六号及び第五条第一項第四号の規定に基き、並びに同法を実施するため、水道法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 水道事業	第一節 事業の認可等（第一条—第十七条の十二） 第二節 指定給水装置工事事業者（第十八条—第三十六条） 第三節 指定試験機関（第三十七条—第四十一条）
第二章 水道用水供給事業	(第四十九条—第五十二条)
第三章 専用水道（第五十三条—第五十六条）	(第五十五条—第五十六条)
第四章 簡易専用水道（第五十五条—第五十六条）	(第五十七条)
第五章 権限の委任（第五十八条）	(第五十九条—第六十条)
第六章 情報通信の技術の利用（第五十九条—第六十八条）	(第六十九条)
附則	
第一章 水道事業	(令第一条第二項の国土交通省令で定める目的)
第二章 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）	(以下「令」という。) 第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活の用に供することとする。

第二章 借入金の償還方法	第一条の二 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第七号以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する水道事業者等をいう。）の間の連携等（同条第二項に規定する連携等をいう。）を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることを要請する場合においては、法第五条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。 （認可申請書の添付書類等）
第三章 料金の算出根拠	第二条 借入金の償還方法 第三条 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法
第四章 工事費の算出根拠	第四条 給水装置工事に記載すべき水質試験の結果
第五章 水道施設の運転に要する費用等に関する取扱い	第五条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）の表の上欄に掲げる事項に關して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。
第六章 前項の試験は、水質基準に關する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。	第六条 法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (工事設計書の記載事項)
第七章 水質検査、点検等の維持管理の共同化について配慮されたものであること。	第七条 法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目
第八章 水道基盤強化計画が定められている地域における試験の結果とする。	第八条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
第九章 水道施設の運転に要する費用等に関する取扱い	第九条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
第十章 水道用水供給事業者から用水の供給を受けた水道事業者にあつては、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。	第十条 取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確實であると見込まれること。
第十一章 水道用水供給事業者から用水の供給を受けた場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。	第十一条 取水に当たつて河川法第二十三条规定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定期とされている等により、当該ダムを使用できることが確實であると見込まれること。
第十二章 水道用水供給事業者から用水の供給を受けた場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。	第十二条 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定期とされている等により、当該ダムを使用できることが確實であると見込まれること。
第十三章 水道用水供給事業者から用水の供給を受けた場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。	第十三条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金調達及び返済の能力を有することとする。
第十四章 水道施設（送水管）の記載事項	第十四条 水道施設（送水管）の記載事項
第十五章 法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものと/orとあること。	第十五条 法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとあること。

第一節 事業の認可等	第一条 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）以下「令」という。) 第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活の用に供することとする。
第二節 指定給水装置工事事業者	第二条 法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとあること。
第三節 指定試験機関	第三条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）の表の上欄に掲げる事項に關して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。
第四節 水道事業の認可等	第四条 法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目
第五節 指定試験機関	第五条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
第六節 水道事業の開始	第六条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
第七節 水道施設の位置を明らかにする地図	第七条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
第八節 水源の周辺の概況を明らかにする地図	第八条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
第九節 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	第九条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
第十節 導水管及び主要な配水管の配管状況を明らかにする地図	第十条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
第十一節 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請者が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。	第十一条 法第七条第一項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金調達及び返済の能力を有することとする。
第十二節 水道の整備の状況を勘査して、合理的に設定されたものであることを	第十二条 水道の整備の状況を勘査して、合理的に設定されたものであることを
第十三節 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることを	第十三条 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることを

わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域と重複するものであること）。

区域と重複する場合においては、ロの規定は適用しない。）、

イ 变更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。

ロ 口 変更後の給水人口と認可給水人口（法第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。）をいう。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

ハ 変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。）との差が当該認可給水量が認可給水量を超えるものであること。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前と次において同じ。との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。

三 源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないもの。ただし、「又は」に掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ ロイ 普通沈殿池

ロ ハロイ 高速凝集沈殿池

ハ ハロイ 緩速濾過池

ニ ハロイ 急速濾過池

ト ハロイ 膜濾過設備

チ ハロイ ルヌリ

ヌル ハロイ チリ

ル活性炭処理設備

活性炭処理設備

粒状活性炭処理設備

除鐵設備

除マンガン設備

エアーレーション設備

河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法

の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないとき。

イ 特定区間に流入する河川がないとき。

ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

（変更認可申請書の添付書類等）

第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一條の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改修されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改修されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

三 第四条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改修されるもの」と読み替えるものとする。

（事業の変更の届出）

第八条の二 法第十条第三項の届出をしようとする水道事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならぬ。

一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合について、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 水道事業所の所在地

三 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

二 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

（水道施設の概要）

ハ 水道施設の概要

一 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

二 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

（変更認可申請書の添付書類等）

第八条 第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一條の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。」とあるのは「除く。」であつて、新設、増設又は改修されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改修されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

二 第二条の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二条中「各号」とあるのは、「各号（水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更以外の変更を伴わない場合にあつては、第四号を除く。）」と読み替えるものとする。

三 第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類

四 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類

五 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の法人又は組合である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

六 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の法人又は組合である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

七 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び

一 給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

八 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改修されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改修されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（事業の休廃止の許可の申請）

第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

二 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図

三 地方公共団体以外の水道事業者（給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。）である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを見証する書類

四 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合について、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 水道事業所の所在地

三 第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 休止又は廃止する給水区域

二 休止又は廃止の予定年月日

三 休止又は廃止する理由

四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期月日

五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量

六 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水人口及び給水量の算出根拠

トチリ措置 給水装置の検査を拒んだ場合の措置
法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。
二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

第十二条の五 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第五号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 水道事業者の責任に関する事項として、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていること。
イ 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言 及び勧告
ロ 貯水槽水道の利用者に対する情報提供

第十三条の六 法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。
(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)とする。

(水道技術管理者の資格)

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
一 令第五条第一項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれら

に相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」といいう。)を修了した場合を含む。)後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年(簡易水道事業、給水人口が五万人以下である水道事業及び一日最大給水量が二万五千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道又は一日最大給水量が一万立方メートル以下である専用水道(以下この条において「簡易水道等」という。)の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第五号に規定する学校の卒業者についても同様(同号において同じ。)については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者)。

二 外国の中学校において、令第七条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合には、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者)。

三 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者の課程を修了した者

四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者の実務に従事した経験を有する者

五 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年(簡易水道等の場合には、一年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 講師の氏名、職業及び略歴

五 学科講習の科目及び時間数

六 実務講習の実施方法及び期間

七 登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 その他参考となる事項を記載した書類(欠格条項)

第十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に前二号のいずれかに該当する者がある者

第十四条の四 國土交通大臣及び環境大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

イ 水道行政 二時間以上

ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上

ハ 水道経営 三時間以上

ニ 水道基礎工学概論 二十一時間以上

2 登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 登録講習を開始しようとする年月日

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 講師の氏名、職業及び略歴

五 学科講習の科目及び時間数

六 実務講習の実施方法及び期間

七 登録講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 び経験を有すると認められる者

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

二 登録年月日及び登録番号

三 水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号)第五条に適合する濾過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習(一日につき五時間以上実施されるものに限る。)が行われること。

ロ 法第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に関する実務に十年以上従事した経験を有する者

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する学科を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者

二 一学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項

二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項

(変更の届出)

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。(業務規程)

第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習の受講申請に関する事項

二 登録講習の手数料に関する事項

三 前号の手数料の収納の方法に関する事項

四 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項

六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に関する費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に關し必要な事項

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人への知覚によつては認識することができない方式で作られる記録において「財務諸表等」という)を作成し、登録講習所に備えて置かなければならぬ。
登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつ

でも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

- 一 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は原本の請求
- 二 前号の書面の贈本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもののが閲覧又は贈写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報を送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイリに情報を記録したものを交付する方法

第十四条の十一 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。(適合命令)

第十四条の十二 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違反していると認めるとときは、その登録講習機関に対し、登録講習を行うべきこと又は登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。(公示)

第十四条の十三 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習機関が第十四条の六第一項の規定に違

一 第十四条の三第一号又は第二号に該当するに至ったとき。
二 第十四条の六第二項、第十四条の七から第十四条の九まで、第十四条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正當な理由がないのに第十四条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 第十四条の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十四条第三号の登録を受けたとき。

第十四条の十四 登録講習機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録講習の業務を廃止するまでこれを保存しなければならない。
一 学科講習、実務講習ごとの講習実施年月日、実施場所、参加者氏名及び住所
二 科学講習の講師の氏名
三 講習修了者の氏名、生年月日及び修了年月日、実施場所、参加者氏名及び住所

(帳簿の備付け)

第十四条の十五 国土交通大臣及び環境大臣は、登録講習の実施のため必要な限度において、登録講習機関に対し、登録講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。(公示)

第十四条の十六 国土交通大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。
一 第十四条第三号の登録をしたとき。
二 第十四条の七の規定による届出があつたとき。
三 第十四条の九の規定による届出があつたとき。

第十四条の十七 第十四条の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。(定期及び臨時の水質検査)

一 次に掲げる検査を行うこと。
イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げるものとする。

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
ハ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おむね三箇月に一回以上とする。
イ 基準の表中三の項から三十七の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おむね三箇月に一回以上とする。
ロ 基準の表中三の項から三十九の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おむね三箇月に一回以上とする。
ハ 基準の表中三の項から三十九の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おむね三箇月に一回以上とする。
イ 基準の表中三の項から三十九の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おむね三箇月に一回以上とする。
ロ 基準の表中三の項から三十九の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おむね三箇月に一回以上とする。
ハ 基準の表中三の項から三十九の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おむね三箇月に一回以上とする。

2 一 第十四条の規定により第十四条第三号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況	基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況	基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）
---------------------------------------	----------------	--	------------------	----------------------------	--

れる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間に当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間ににおける当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができる。

十七号の資機材等の使用状況	十七号の資機材等の使用状況
基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）
法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。	法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。	一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
二 試料の採取の場所に関する規定の例によること。	二 試料の採取の場所に関する規定の例によること。
三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十ーの項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかるらず、省略することができる。	三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十ーの項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかるらず、省略することができる。
四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その採取又は運搬の方法	四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その採取又は運搬の方法
五 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、当該水道事業者は採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。	五 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、当該水道事業者は採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。
六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。	六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

二 第一項の検査を行いう項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由	二 第一項の検査を行いう項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
三 第一項の検査を省略する項目について、当該項目及びその理由	三 第一項の検査を省略する項目について、当該項目及びその理由
四 第二項の検査に関する事項	四 第二項の検査に関する事項
五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容	五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

第一項第一号ロの検査及び第二項の検査をする検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。	第一項第一号ロの検査及び第二項の検査をする検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。
第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うこと不要ない。	第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うこと不要ない。
水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。	水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。
水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの	一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類	3 登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。（業務の休廃止の届出）
--	--

一 水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	3 人について、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
二 水質検査の委託を受けた年月日	二 水質検査の委託を受けた年月日
三 試料を採取した場所	三 試料を採取した場所
四 試料の運搬の方法	四 試料の運搬の方法
五 水質検査の開始及び終了の年月日時	五 水質検査の開始及び終了の年月日時
六 水質検査の項目	六 水質検査の項目
七 水質検査を行った検査員の氏名	七 水質検査を行った検査員の氏名
八 水質検査の結果及びその根拠となる書類	八 水質検査の結果及びその根拠となる書類
九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項	九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項	十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
十一 第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録	十一 第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録

一 給水栓における水が、遊離残留塩素を毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、○・二mg/l（結合残留塩素の場合は、一・五mg/l）以上とする。	2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。
三 健康診断	三 健康診断
四 第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。	4 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。
五 第十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。	5 第十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
六 第十八条 法第二十条の十二第二項第三号の国土交通省令、環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。	6 第十八条 法第二十条の十二第二項第三号の国土交通省令、環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

一 情報通信の技術を利用する方法	2 第十九条の二 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法	3 第十九条の三 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
（帳簿の備付け）	4 第二十一条 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
第五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これで定める事項は次のとおりとする。	5 第二十一条 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
2 法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令	6 第二十一条 法第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。	2 第二十二条の三第一項に規定する水道施設の台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
--	--

二 管路等以外の施設の名称、位置及び敷地の境界線	本付近の道路、河川、鉄道等の位置
三 一般図、施設平面図又はその他の図面のいざれかにおいて、次に掲げる事項を記載すること。	イ 管路等の設置年度、継手形式及び土かぶり
ロ 制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径	ハ 止水栓の位置
ニ 道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長	三 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。
（水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表）	四 第十七条の四 水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期的の水質検査の結果その他の水道により供給される水の安全に関する事項	二 水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）
三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項	三 水道施設の整備その他水道事業に要する費用に関する事項
四 水道料金その他需要者の負担に関する事項	四 水道料金その他需要者の負担に関する事項
五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項	五 給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項
六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項	六 水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項
七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果	七 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査の結果
八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項	八 災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項

（業務の委託の届出）	（水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図）
（第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。）	（第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。）
（第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。）	（第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。）
一 水道事業者の氏名又は名称	一 選定事業者が水道施設運営等事業を適正に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであることを証する書類
二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われる業務を共同連帶して請け負つた場合を含む。））にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	二 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に要する費用の予定総額及びその算出根拠並びにその調達方法並びに借入金の償還方法
三 受託水道業務技術管理者の氏名	三 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金の算出根拠
四 委託した業務の範囲	四 水道施設運営等事業の実施による水道の基盤の強化の効果
五 契約期間	五 契約終了時の措置

（第十七条の八 法第二十四条の三第六項の規定による水道事業受託者を水道事業者とみなして、法第二十条第三項に規定する技術的細目（うち、同条第一項第一号に規定する技術的細目）のうち、同条第一項第一号に規定するものは、次に掲げるものとする。）	（三 水道施設運営等事業の適正を期すため、水道事業者が選定事業者を水道施設運営権とみなした場合の権利と義務）
（業務の委託に関する特例）	（第十七条の九 法第二十四条の五第一項に規定する水道施設運営権の設定の許可の申請）
（第十七条の十 法第二十四条の五第二項に規定する選定事業者の権利と義務）	（第十七条の十 法第二十四条の五第二項に規定する選定事業者の権利と義務）
（第十七条の十一 法第二十四条の六第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に規定するものは、次に掲げるものとする。）	（四 水道施設運営等事業の実施による、当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。）
（第十七条の十二 法第二十四条の八第一項の規定による水道施設運営等事業の対象となる水道施設の維持管理及び計画的な更新に關する長期的な見通しを踏まえたものとあるのは、「料金」（水道施設運営権者が自らの収入として收受する水道施設の利用に係る料金を含む。第三号から第五号並びに次条から第十	（四 水道施設運営等事業の実施による、当該選定事業者と水道事業者の責任分担が明確にされていること。）

二条の四まで、第十二条の六及び第五十八条第三号において同じ。)とする。
法第二十四条の人第二項の規定により水道施設運営権者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、法第二十二条、法第二十二条の二第一項及び法第二十二条の四第二項の規定を適用する場合における第十五条、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の適用については、第十五条第八項、第十七条第一項、第十七条の二第二項及び第三項並びに第十七条の四第一項中「水道事業者」とあるのは「水道施設運営権者」と、同条第一項中「更新」とあるのは「更新(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る)」とする。

第二節 指定給水装置工事事業者
(指定の申請)
第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、法律第百七号によるものとする。
前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一 法第二十五条の三第一項第三号いから今までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
三 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。
前項第一号の書類は、様式第一によるものとする。

第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一 法人にあつては、役員の氏名
二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行なう事業所のと/orする。
三 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
二 給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号
三 事業の範囲
(国土交通省令で定める機械器具)

二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
四 水圧テストポンプ

(国土交通省令で定める者)

第二十一条 法第二十五条の三第一項第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行なうに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)
第二十二条 指定給水装置工事事業者は、法第六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

第二十三条 法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)
第二十四条 法第二十五条の四第三項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

三 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

(免状の交付申請)

第二十五条 法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)を行なう期

第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。
一 戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)
二 第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)
第二十六条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

(免状の書換え交付申請)
第二十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失ったときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。

(免状の再交付申請)
第二十八条 免状の交付を受けている者が死亡した場合は、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

(免状の返納)
第二十九条 国土交通大臣及び環境大臣は、(以下「試験機関」という。)は、法第二十五条の十一第一項に規定する指定試験機関

の他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

第三十条 試験の科目は、次のとおりとする。

一 公衆衛生概論
二 水道行政
三 給水装置の概要
四 給水装置の構造及び性能

(試験科目)
第三十一条 建設業法施行令第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(試験の申請)
第三十二条 試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類

二 写真(旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満たしたものとする。)

三 前項の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

四 免状(旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満たしたものとする。)

五 第二十九条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整

六 試験の公示

第七十条 別表第一に定める要件を満たしたものは、(以下「試験機関」という。)は、法第二十五条の六第一項に規定する指定試験機関

合にあつては、指定試験機関は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)
第三十一条 法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

第三十二条 試験の科目は、次のとおりとする。

一 公衆衛生概論
二 水道行政
三 給水装置の概要
四 給水装置工事法
五 給水装置施工管理法
六 給水装置施工管理法
七 給水装置計画論
八 給水装置工事事務論

(試験科目)
第三十三条 建設業法施行令第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(試験の申請)
第三十四条 試験(指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

(合格証書の交付)
第三十五条 国土交通大臣及び環境大臣は、(以下「試験機関」という。)は、法第二十五条の十一第一項に規定する指定試験機関

の他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名	2 署名 番号
二 法人にあつては、役員の氏名	
三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水裝 置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付 書類を添えて、水道事業者に提出しなければな らない。	
一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合に は、法人にあつては定款及び登記事項証明 書、個人にあつては住民票の写し	
二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合に は、様式第二による法第二十五条の三第一項 第二号イからへまでのいづれにも該当しない 者であることを誓約する書類及び登記事項証 明書	
(廃止等の届出)	
第三十五条 法第二十五条の七の規定により事業 の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者 は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該 廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再 開したときは、当該再開の日から十日以内に、 様式第十一による届出書を水道事業者に提出し なければならない。	
(事業の運営の基準)	
第三十六条 法第二十五条の八に規定する国土交 通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関 する基準は、次に掲げるものとする。 一 給水装置工事(第十三条に規定する給水裝 置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十 五条の四第一項の規定により選任した給水裝 置工事主任技術者のうちから、当該工事に関 して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職 務を行う者を指名すること。	
二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及 び給水装置の配水管への取付口から水道メー タまで工事を施行する場合において、當 該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損そ の他の異常を生じさせることがないよう適切 に作業を行うことができる技能を有する者を 従事させ、又はその者に当該工事に従事する 他の者を実施に監督させること。	
三 水道事業者の給水区域において前号に掲げ る工事を施行するときは、あらかじめ当該水 道事業者の承認を受けた工法、工期その他の 工事上の条件に適合するように当該工事を施 行すること。	

四 申請に係る意思の決定を証する書類	四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水裝 置工事に従事する者の給水装置工事の施工 技術の向上のために、研修の機会を確保する よう努めること。
五 役員の氏名及び略歴を記載した書類	五 次に掲げる行為を行わないこと。 イ 令第六条に規定する基準に適合しない給 水装置を設置すること。 ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合 等に適さない機械器具を使用すること。 イ 施主の氏名又は名称
六 現に行つている業務の概要を記載した書類	六 施行した給水装置工事(第十三条に規定す る給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、 第一号の規定により指名した給水装置工事主 任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記 録を作成させ、当該記録をその作成の日から 三年間保存すること。 ト 在地の変更の届出は、次に掲げる事項を記載し た届出書によつて行わなければならぬ。 一 変更後の指定試験機関の名称又は主たる事 務所の所在地
	二 変更しようとする年月日
	三 変更の理由

一 指定試験機関は、試験事務を行う事務所を新 設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げ る事項を記載した届出書を国土交通大臣及び環 境大臣に提出しなければならない。	一 新設し、又は廃止しようとする事務所の名 称及び所在地
二 指定試験機関は、試験事務を行つて行わなければ ならぬ。	二 変更した試験委員の氏名
三 変更した試験委員の氏名	三 選任し、又は変更した年月日
	二 選任し、又は変更した年月日
	三 選任又は変更の理由

一 試験事務規程の認可の申請	一 選任した試験委員の氏名、住所及び略歴又 は変更した試験委員の氏名
二 試験事務規程の認可の申請	二 選任し、又は変更した年月日
三 変更の内容	三 変更しようとする年月日
	二 変更しようとする年月日
	三 変更の理由

一 試験事務規程の記載事項	一 受験手数料の収納に関する事項
二 試験事務に關する帳簿及び書類の保存に關 するべき事項は、次のとおりとする。	二 受験手数料の収納に関する事項
三 試験事務の実施の方法に関する事項	三 試験事務に關して知り得た秘密の保持に關 する事項
	二 受験手数料の収納に関する事項
	三 試験事務に關して知り得た秘密の保持に關 する事項

一 その他の試験事務の実施に關し必要な事項	一 試験事務に關する帳簿及び書類の保存に關 するべき事項は、次のとおりとする。
二 事業計画及び収支予算の認可の申請	二 試験事務の実施の方法に関する事項
三 第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十 九第一項前段の規定により事業計画及び収支予 算の認可を受けようとするときは、その旨を記 載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添 えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出 しなければならない。	三 第四十四条 指定試験機関は、法第二十五条の十 九第一項前段の規定により事業計画及び収支予 算の認可を受けようとするときは、その旨を記 載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添 えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出 しなければならない。

2 第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の第一項中「十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。」を削除する。 （帳簿）	2 第四十二条第二項の規定は、法第二十五条の第一項中「十九第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認可について準用する。」を削除する。
第三 第四十五条 法第二十五条の二十の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 試験を実施した日 二 試験地 三 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日 四 及び合否の別 法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験を廃止するまで保存しなければならない。 （試験結果の報告）	第三 第四十五条 法第二十五条の二十の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 試験を実施した日 二 試験地 三 受験者の受験番号、氏名、住所、生年月日 四 及び合否の別 法第二十五条の二十に規定する帳簿は、試験を廃止するまで保存しなければならない。
第四十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一 試験を実施した日 二 試験地 三 受験者数	第四十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。 一 試験を実施した日 二 試験地 三 受験者数
第四十七条 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。 （試験事務の休止又は廃止の許可の申請）	第四十七条 前項の報告書には、合格した者の受験番号、氏名、住所及び生年月日を記載した合格者一覧を添えなければならない。 （試験事務の休止又は廃止の許可の申請）

二 試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣及び環境大臣に引き渡すこと。 （認可申請書の添付書類等）	二 試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣及び環境大臣に引き渡すこと。 （認可申請書の添付書類等）
第三 第四十九条 法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類 三 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 四 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 五 水道施設の位置を明らかにする地図 六 水源の周辺の概況を明らかにする地図 七 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 八 導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	第三 第四十九条 法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 三 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 四 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道用水供給事業経営に関する意思決定を証する書類 五 水道施設の位置を明らかにする地図 六 水源の周辺の概況を明らかにする地図 七 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 八 導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
四 地方公共団体の場合は、定款又は規約	四 地方公共団体の場合は、定款又は規約
五 合格者数	五 合格者数
六 受験申込者数	六 受験申込者数

第七 第五十二条 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。 （技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 （法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）	第七 第五十二条 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。 （技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 （法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）
第一 第五十三条 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。 （変更認可申請書の添付書類等）	第一 第五十三条 法第二十八条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。 （変更認可申請書の添付書類等）
第二 第五十四条 法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。 （変更認可申請書の添付書類等）	第二 第五十四条 法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。 （変更認可申請書の添付書類等）
第三 第五十五条 法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。	第三 第五十五条 法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。
第四 第五十六条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。	第四 第五十六条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。

第五 第五十七条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。	第五 第五十七条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。
第六 第五十八条 法第二十五条第二項における試験事務の引継ぎ等）	第六 第五十八条 法第二十五条第二項における試験事務の引継ぎ等）
第七 第五十九条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。	第七 第五十九条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。
第八 第六十一条 国土交通省令で定める事項により国土交通大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二項の規定による許可を受けて試験事務に掲げる事項を行わなければならない。試験事務を行わなければならぬことは、試験事務を国土交通大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。	第八 第六十一条 国土交通省令で定める事項により国土交通大臣及び環境大臣が試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十五条の二項の規定による許可を受けて試験事務に掲げる事項を行わなければならない。試験事務を行わなければならぬことは、試験事務を国土交通大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。
第九 第六十二条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。	第九 第六十二条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。
第十 第六十三条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。	第十 第六十三条 法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」とあること。

（）にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られると見込まれること。
八 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。

イ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がなければいけないとき。

（事業の変更の届出）

第五十一条の五 法第三十条第三項の届出をしようとする水道用水供給事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 水道事業の所在地

二 水道事務所の所在地

三 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

イ 一次に掲げる事項を記載した事業計画書

ロ 水道施設の概要

ハ 給水開始の予定年月日

ニ 法第三十条第一項第二号に該当する場合にあっては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算

ハ 一次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ 工事の着手及び完了の予定年月日

ロ 前条第二号に該当する場合にあっては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

ハ 前条第三号に該当する場合にあっては、変更される取水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果を增加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が給水対象を増加し、かつ、水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公用を供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

第六号	第八条の第三項の給水人口及給水量	第一項	第五十二条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第五十五条から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
		（準用）	七 前条第三号に該当する場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

三号イ	四第一項第二十一条の四第一項第一号ハ	第一項	前条第二号に該当する場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名
	三号ロ	第二项	六 前条第三号に該当する場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

四第一項	四第一項第二十一条の四第一項第一号ハ	第一項	第五十二条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第五十五条から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
		（準用）	七 前条第三号に該当する場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

第十七条の二 第二十二条の二 第三十四条第一項において読み替えて準用する法第二十二条の二 第二项	第一項
第十七条の二 第二十四条 第三十四条第一項において読み替えて準用する法第二十四条の三 第二项	第二項
(管理基準) 第四章 簡易専用水道	第三项

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。
2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。（登録の申請）

第五十六条の二 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。
一 簡易専用水道検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ簡易専用水道検査員の中から指定した者に行わせることができるものとする。
イ 簡易専用水道検査部門の業務を統括すること。
ロ 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類
口 第二号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。
二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
三 申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

第五十七条 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十四条の三 第二项
第一項
第二項

第十七条の二 第二十四条 第三十四条第一項において読み替えて準用する法第二十四条の三 第二项
第一項
第二項

第十七条の二 第二十四条 第三十四条第一項において読み替えて準用する法第二十四条の三 第二项
第一項
第二項

第十七条の二 第二十四条 第三十四条第一項において読み替えて準用する法第二十四条の三 第二项
第一項
第二項

第十七条の二 第二十四条 第三十四条第一項において読み替えて準用する法第二十四条の三 第二项
第一項
第二項

<p>する法第二十条の八第一項前段の規定により簡易専用水道検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第二十による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第三号の規定により定める簡易専用水道の管理の検査の依頼を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類</p>	<p>三 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第二十の二による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（簡易専用水道の管理の検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。</p> <p>（業務の休廃止の届出）</p>
<p>第五十六条の八 第十五条の八及び第十五条の九の規定は法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の九の規定により簡易専用水道の管理の検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第二十の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>（準用）</p>	<p>第五十六条 第十五条の八 第十五条の九</p>

<p>三 法第三十四条の二第二項の登録を受けた者は、法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の八第一項後段の規定により簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称</p>	<p>一 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称</p>
<p>四 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日</p>	<p>二 年月日</p>
<p>五 簡易専用水道の管理の検査を行つた年月日</p>	<p>三 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称</p>
<p>六 簡易専用水道の管理の検査の結果</p>	<p>四 簡易専用水道の管理の検査を行つた施設の名称</p>

<p>五 第五十六条の四 第五号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項</p>	<p>一 法第二十四条の三第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>六 第五十六条の四 第五号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項</p>	<p>二 法第二十四条の三第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>七 第五十六条の四 第五号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項</p>	<p>三 法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出を受理すること。</p>
<p>八 第五十六条の四 第五号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項</p>	<p>四 法第二十四条の三第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>九 第五十六条の四 第五号ニの教育訓練に関する事項</p>	<p>五 第五十六条の四 第五号ニの教育訓練に関する事項</p>

<p>第十章 民間事業者等の電子文書法</p>	<p>一 法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合を含む。の規定による水道基盤強化計画の報告を受理すること。</p>
<p>第一节 民間事業者等の電子文書法</p>	<p>二 法第十三条规定第一項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。</p>
<p>第二节 民間事業者等の電子文書法</p>	<p>三 法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出を受理すること。</p>
<p>第三节 情報通信の技術の利用</p>	<p>四 法第二十四条の三第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>第四节 情報通信の技術の利用</p>	<p>五 第五十七条 第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>第五节 情報通信の技術の利用</p>	<p>六 第五十七条 第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>第六节 情報通信の技術の利用</p>	<p>七 第五十七条 第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>第七节 情報通信の技術の利用</p>	<p>八 第五十七条 第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>
<p>第八节 情報通信の技術の利用</p>	<p>九 第五十七条 第二項（法第三十一条における届出を受理すること）。</p>

(電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成)

第六十二条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、次に掲げる作成とする。

一 法第二十二条の三の規定による水道施設の台帳の作成

二 第十五条第八項第一号(第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による委託契約書の作成

(電磁的記録による作成の方)

第六十三条 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録(電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第六十四条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一 法第二十条の十第二項第一号(法第三十一一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定により作成を行わなければならない。

(電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第六十五条 民間事業者等が、電子文書法第五条(電磁的記録による縦覧等の方法)

第六十六条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

一 法第二十条の十第二項第二号(法第三十一一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。)の規定により作成を行わなければならない。

(電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

二 第十四条の十第二項第二号の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等

(電磁的記録による交付等の方法)

第六十七条 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかにより行わなければならない。

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と

交付等の相手方の使用に係る電子計算機と

を接続する電気通信回線を通じて送信し、

当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と

備えられたファイルに記録された事項を電

気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧

に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイル

に記録したものを交付する方法

前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければな

らない。

(電磁的方法による承諾)

第六十八条 民間事業者等は、電子文書法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者の等が使用するもの

ターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

(電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

二 第十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の縦覧等

第六十九条 民間事業者等は、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁的記録の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

(電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第七十条 民間事業者等は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年六月一日厚生省令第

二〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十一年五月二十日から施行する。

附 則 (昭和五三年四月二十五日厚生省令第二三号)

この省令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月三日厚生省令第八号) 抄

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第

一〇号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式

によるものとみなす。

この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令による改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例によ

る。

附 則 (平成三年九月二十五日厚生省令第

四七号)

この省令は、平成三年十月一日から施行する。

この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 (平成四年一二月二一日厚生省令第七〇号)

この省令は、平成五年十一月一日から施行する。

この省令は、平成五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成六年七月一日厚生省令第四

七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令の施行の際現にあるこの省令による

改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正

後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にあるこの省令による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、昭和四一年五月六日厚生省令第

附 則 (昭和四一年五月六日厚生省令第

一二号)

この省令は、昭和四十一年五月二十日から施行する。

(水道法施行規則の一一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十四条の規定の施行前三月間に係る水道法第二十二条第一項に規定する健康診断については、第十四条の規定による改正後の水道法施行規則第十五条第一項の規定にかかる

なお従前の例による。

附 則 (平成八年一二月二〇日厚生省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の省令の規定にかかる

改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例によ

る。

附 則 (平成九年四月一日厚生省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正前の様式により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び

環境大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

は、試験の全部の免除を受けることができる。

前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び

環境大臣(指定試験機関が受験手続に関する事務を行ふ場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。

一 法第二十五条の六第二項に該当する者であつて、これを国土交通大臣及び

環境大臣(指定期間が受験手続に関する事務を行ふ場合にあつては、指定期間)に提出しなければならない。

二 写真(旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満たしたもの。)

三 附則第一による給水装置工事主任技術者試験全部免除申請書

四 前項の規定に該当する者であることを証する書類

五 この省令の施行の際現にあるこの省令による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正

後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現あるいはこの省令による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使

用することができる。

この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正

後の様式によるものとみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

ふりがな	年月日
上記にたり、本省令は厚生労働省令の範囲を受けていて、開設者等を設けて申込みます。	
年月日	氏名
備考 用紙の大きさは、A4用紙とする。	

附 則（平成九年八月一一日厚生省令第
五九号）
(施行期日)

第一条 この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成八年法律第二百七号。以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。
(旧指定給水装置工事業者に関する経過措置)

第二条 改正法附則第二条第二項の規定により指定給水装置工事業者の指定を受けた者とみなされたものについて、この省令による改正後の水道法施行規則第三十六条の規定を適用する場合においては、平成十二年三月三十一日までの間、同条第一号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは、「給水装置工事主任技術者又は地方公共団体の水道条例若しくはこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者（給水装置工事技術者その他の類似の名称のものを含む。）の資格を有する者（以下「給水装置工事責任技術者等」という。）」と、同条第四号及び第六号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは、「給水装置工事主任技術者又は給水装置工事技術者等」とする。

附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令
第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二日厚生省令
第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二七日厚生省令
第一〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月一三日厚生省令
第一〇一号）抄
(施行期日)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令
第一二七号）抄
(施行期日)

この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月一三日厚生省令
第一〇一号）
(施行期日)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月一四日厚生労働省令第三六号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第九九号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年三月二七日厚生労働省令第四号）

（施行期日）

この省令による改正後の第十四条第三号の登録を受けようとする者は、この省令の施行前ににおいても、その申請を行うことができる。

附 則（平成一四年三月二七日厚生労働省令第四二号）

（施行期日）

この省令による改正後の第十四条の六第二項の規定による登録講習の実施に関する計画の届出においては、この省令による改正後の同号に規定する者とみなす。

附 則（平成一四年三月二七日厚生労働省令第四一号）

（施行期日）

この省令による改正前の第十四条第三号の登録を受けようとする者は、この省令による改正前の水道法施行規則第十四条第三号の指定を行っている者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、この省令による改正後の同号に規定する者とみなす。

附 則（平成一六年一月二四日厚生労働省令第一七六号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日厚生労働省令第二五号）抄
(施行期日)

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号）抄
(施行期日)

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号）抄
(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年九月二九日厚生労働省令第一四二号）
(施行期日)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一五年九月二九日厚生労働省令第一四二号）
(施行期日)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前に在職とみなす。

一及び二 略

三 水道法施行規則第十四条の四第一項第二号イ及び第四十条第一号

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令により使用されている書類は、この省令による改正後の様式(以下「旧様式」という。)による改正前の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一九年一一月一四日厚生労働省令第一三六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。たゞ、第十五条から第十五条の六まで、第十五条の十、第五十二条、第五十四条並びに様式第十六及び様式第十六の二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働省令第五三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一九年一一月一四日厚生労働省令第一三六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

2 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二二日厚生労働省令第一七五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二五日厚生労働省令第三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月三日厚生労働省令第一二五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。たゞ、第十五条から第十五条の六まで、第十五条の十、第五十二条、第五十四条並びに様式第十六及び様式第十六の二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一二五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、水道法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。ただし、この省令による改正後の水道法施行規則第十七条の三(同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定は、令和四年九月三十日までは、適用しない。

附 則 (令和二年六月一〇日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二四年九月六日厚生労働省令第一二四号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月六日厚生労働省令第一二四号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月六日厚生労働省令第一五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

ては、同法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則 (令和元年九月三〇日厚生労働省令第五七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、水道法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一二五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、水道法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十月一日)から施行する。

附 則 (令和二年六月一〇日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二五日厚生労働省令第一二〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。



様式第一（第十八条関係）

- 1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。
 - 2 (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
- この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水道法施行規則第十四条第三号に規定する登録講習を修了している者については、この省令による改正後の同号に規定する者とみなす。

附 則（令和六年四月一日国土交通省）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条中水道法施行規則第九条、第十四条（同条第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分を除く。）及び第三十一条の改正規定並びに第十四条の規定は令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の水道法施行規則第十四条第三号に規定する登録講習を修了している者については、この省令による改正後の同号に規定する者とみなす。

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六五号）抄

様式第二（第十八条及び第三十四条関係）

株式第二(第十八条及び第三十四条関係)
賃約書
指定届水道工事事業者申請者及びその役員、本道法第23条の3第1項第1号イからハまでのいずれに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日
申請者
氏名又は本名
会社名
代表者氏名

(備考) この用紙の大きさは、A4判縦とすること。

様式第三（第二十二条関係）

株式第三(第二十二条関係) 賃約書 届出者	
本道法第23条の4の規定に基づき、次のとおり新水道工事主任技術者と新任・解任の届出をします。	
上記事務で新水道工事の事業者 に付属する名称	新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日
上記事務で新水道工事の事業者 に付属する名称	新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、A4判縦とすること。

様式第四（第二十四条関係）

株式第四(第二十四条関係) 賃約書 新水道工事主任技術者と交換用紙	
新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日	新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日
新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日	新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日
新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日	新水道工事主任技術者 新任・解任の年月日

様式第五（第二十五条関係）

(第 4)	
おは、貴重な事項について改めて記載をせず、かつて、他の文書等に記述しないことを を願うます。	
1. 本表第1欄の「本籍」欄に記載の個人情報と本籍地を記載する事と技術者免状の返却を希望す る。その場合は、本欄に記入することを希望します。	
2. 本表に記載した個人情報を、その行を除き、又は別途交付することを希望しない場合は 上記に記入し、本表第2欄の「本籍」欄に記入することを希望します。	
名	月 日
氏名	
国土交通大臣 氏名 郵便大臣 氏名	

備考欄
（第 4）

備考欄
（第 4）

備考欄
（第 4）

(第 5)	
おは、次の欄には、記入しないこと。 1. 「本籍」欄には、既述の様名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者 の場合は、本欄に記入することを希望します。	
2. 「本籍」欄には、既述の様名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者 の場合は、本欄に記入することを希望します。	
3. 用紙の大きさは、A4面4番とする。	
名	月 日
氏名	
国土交通大臣 氏名 郵便大臣 氏名	

様式第六（第二十六条関係）

(第 6)	
おは、本表第1欄の「本籍」欄に記入しないことを。 2. 「本籍」欄には、既述の様名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者 の場合は、本欄に記入することを希望します。	
3. 用紙の大きさは、A4面4番とする。	
名	月 日
氏名	
国土交通大臣 氏名 郵便大臣 氏名	

備考欄
（第 6）

(第 7)	
おは、本表第1欄の「本籍」欄に記入しないことを。 2. 「本籍」欄には、既述の様名を記入すること。ただし、日本の国籍を有しない者 の場合は、本欄に記入することを希望します。	
3. 用紙の大きさは、A4面4番とする。	
名	月 日
氏名	
国土交通大臣 氏名 郵便大臣 氏名	

様式第七（第二十七条関係）

様式第八（第三十二条関係）

様式第八（第三十二条関係）	
給水装置工事主任技術者試験受験願書	
フリガナ 氏名	生年月日
住所	郵便番号 電話番号
受験希望地	
上記により、給水装置工事主任技術者試験を受けたいので申し込みます。 年 月 日	
氏名	
規	

（改入用欄あり付印欄）（捺印してはならない）

（注）前記実施機関が試験登録料を全額を負う場合には、所定の手続により受験登録料を納付し、改入用欄は、記入しないこと。

備考

1. 固上に提出する改入用欄及び登録料、その選択する者に給水装置工事主任技術者試験登録料を全額負担する場合に於ては、所定の手続により受験登録料を納付し、改入用欄は、記入しないこと。

2. 用紙の大きさは、A4用4面を下さい。

様式第九（第三十二条関係）

様式第九（第三十二条関係）	
給水装置工事主任技術者試験一回目用印證書	
フリガナ 氏名	生年月日
年 月 日	規
合意した技術検定 規	
1. 装工事施工管理 2. 装工事施工管理	
上記以上、給水装置工事主任技術者試験科目の一題の允認を受けたので、關係書類を添付してお り込みます。 年 月 日	
氏名	
規	

L.「合意した技術検定」の欄については、該当する不適文字を○で囲ひこす。

2. 用紙の大きさは、A4用4面とする。

様式第十（第三十四条関係）

様式第十（第三十四条関係）			
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書			
規	年 月 日		
提出者			
水道法第25条の2の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。			
フリガナ 氏名又は会員 登録番号			
在籍地			
フリガナ 氏名の氏名			
変更に該する事項	変更前	変更後	変更年月日

（備考）この用紙の大きさはA4用4面とすること。

様式第十一（第三十五条関係）

様式第十一（第三十五条関係）	
指定給水装置工事事業者 提出用印證書	
規	年 月 日
提出者	
水道法第26条の2の規定に基づき、給水装置工事の事業者としての届出をします。 内閣	
フリガナ 氏名又は会員 登録番号	
在籍地	
フリガナ 氏名の氏名	
（提出・承認・内閣） 年月日	
（提出・承認・内閣） 年月日	

（備考）この用紙の大きさはA4用4面とすること。

様式第十二（第五十七条関係）	
（表）	
<p>第一号</p> <p>立道府県等を有する職権の持つ者を定す旨の書類</p> <p>職　名 氏　名 生年月日　年　月　日生</p> <p>郵　便　番　号 都　道　府　県　市　町　村</p> <p>電　話　番　号</p> <p>傳　真　番　号</p>	
（裏）	
<p>この届出書を提出する者は、下記に掲げる者のうちのうちの1人であることを承認する。</p> <p>（備考）この届出書は、利害上有ることとする場合に、この届出書を他の施設にて立道府県等に提出する場合に用意する。</p> <p>○ 諸行機関の事務に、立道府県等を有する職権の持つ者を「○」を、有しない場合は「×」を記入せよ。</p> <p>○ 記入する場合は必ず本件の内容について、将来の立道府県等による監査等につき、その結果が公表される場合に備え付けることとする。</p> <p>○ 諸行機関、都道府県等を定めることができる。</p> <p>○ 二回の監査の公表義務について、必ず記入して押文を捺せよ。交付することとする。</p>	

様式第十二の二（第五十七条第二項関係）

（表）	
<p>保護するために必要であり、かつ、適切であると認めるとときは、水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者又は水道用水供給事業者に供給すべきことを命ずることができる。</p> <p>2.（略）</p> <p>3. 第一項の場合において、都道府県知事が同項に規定する権限に属する事務を行うことができないと国土交通大臣が認めるとときは、同項の規定にかからず、当該事務は国土交通大臣が行う。</p> <p>4. 第一項及び同項の場合において、供給の対象は、当事者間の協定によって定まる。協議が難渋するとき、又は協議をすることができないときは、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として設定する。</p> <p>5～7.（略）</p> <p>8. 都道府県知事は、第一項及び第四項の事務を行うために必要なと認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から、事業の実施状況について必要な報告を受し、又は当該職員をして、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入り、水道施設、水質、水量若しくは必要な帳簿書類を検査せることができる。</p> <p>9. 第三十九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による。</p>	
（裏）	

都道府県知事の行う事務について使用する。この場合には31にて、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」と読み替えるものとする。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、二.（略）
三、第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条に於いて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による罰金を科す。若しくは虚偽の報告を又は当該職員の報告を詐み、欺け、若しくは忌避した。

第五十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して第五十二条から第五十二条の二まで又は第五十二条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（表）	
<p>第一号</p> <p>年　月　日交付</p> <p>年　月　日まで有効</p> <p>写　真</p>	
（裏）	
<p>この証明書を携帯する者は、水道法第三十九条及び第四十条の規定により立道府県等を有する職権を行なう者で、その開示条文は次のとおりであります。</p> <p>水道法（抄）</p> <p>第三十九条 国土交通大臣は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の有設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の実施を確保するためには必要なと認めるとときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を受し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入り、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録の保存）を検査させることができます。</p> <p>2. 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の有設又は管理の道法を確保するために必要なと認めるとときは、専用の水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用の水道の管理について必要な報告を受し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入り、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができます。</p>	

様式第十三（第十五条の二、第五十二条及び第五十四条関係）

市長又は区長印	<p>さることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用木道の管理の適正を確保するため必要があると認めたときは、簡易専用木道の設置者から簡易専用木道の管理について必要な報告を徵し、又は当該職員をして簡易専用木道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入り、その施設、木質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。</p> <p>4 前二項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第四十条 都道府県知事は、災害その他非常の場合において、緊急に交通用水を補給することが公共の利益を</p>
---------	---

備考 この用紙は、A4 6 番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二折にすること。

様式第十四（第十五条の三、第五十二条及び第五十四条関係）

年　月　日	様式第十三（第十五条の二、第五十二条及び第五十四条関係） 登録申請書 国土交通大臣　監 環境大臣　監
住所 氏名（法人については名称及び代表者の氏名）	
水質汚染の発生等に関する規制第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の適用を受けないで、同法第20条の5第2項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）において準用する第20条の2（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、簡体書類を添えて、次のとおり申出します。	
1 水質汚染を行なう区域 2 水質汚染を行なう事業所名及び所在地 備考 1 用途の大きさは、A4 6 番とすること。 2 事業所が複数ある場合は、すべて記載すること。	

様式第十五（第十五条の五、第五十二条及び第五十四条関係）

年　月　日	様式第十三（第十五条の二、第五十二条及び第五十四条関係） 登録更新申請書 国土交通大臣　監 環境大臣　監
住所 氏名（法人については名称及び代表者の氏名）	
本法第20条の5第1項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の適用を受けないので、同法第20条の5第2項（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）において準用する第20条の2（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、簡体書類を添えて、次のとおり申出します。	
1 登録番号 2 登録年月 3 登録区域 4 水質汚染を行なう事業所名及び所在地 備考 1 用途の大きさは、A4 6 番とすること。 2 事業所が複数ある場合は、すべて記載すること。	

水質汚染簡体登録簿の記載事項を変更したいので、本法第20条の7（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のことより避け出すます。

変更	変更前	変更後
新規登録		
変更登録		
削除登録		

備考 用途の大きさは、A4 6 番とすること。

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程変更届出書 年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

本道第第34条の8第1項後段（第34条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質浄化施設規制及び環境基準を定めて、次のとおり届け出ます。

備考 用紙の大きさは、A4判4面とすること。

様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

業務規程変更届出書 年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水質浄化施設規制を実施したので、水道法第20条の8第1項後段（第34条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

登録番号	変更前	変更後
変更用	変更前	変更後
変更日	変更をしようとする 年月日	変更の理由

備考 用紙の大きさは、A4判4面とすること。

様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）

様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条及び第五十四条関係）

業務規程変更届出書 年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

本道第第34条の2第2項の登録を受けたので、同道第34条の4において準用する第34条の2の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 休止する検査業務の範囲
- 2 休止の理由及び予定期日
- 3 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A4判4面とすること。

様式第十七（第五十六条の二関係）

様式第十七（第五十六条の二関係）

登録申請書 年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

本道第第34条の2第2項の登録を受けたので、同道第34条の4において準用する第34条の2の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出します。

- 1 請求用紙の写し
- 2 事業所の場所から命令には、すべて記載すること。

備考 用紙の大きさは、A4判4面とすること。

様式第十八（第五十六条の三関係）

様式第十八（第五十六条の三関係）

登録変更申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の4において適用する第20条の第1項の登録の更新を受けたいので、同法第34条の5第2項において適用する第20条の2の規定により、登録情報を改めて、次のように申立てます。

- 1 種別
- 2 登録年月日
- 3 環境費用支拂いの有無の有無を記入欄
- 4 環境費用支拂いの登録の権利者を記入欄

備考
1 用紙の大きさは、A4用紙とすること。
2 事務所の複数ある場合には、すべて記載すること。

様式第十九（第五十六条の五関係）

様式第十九（第五十六条の五関係）

登録変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

■ 環境費用水道法規制登録の登録事項を変更したいので、水道法第34条の4において適用する第20条の2の規定により次のとおり書き出します。

変更前	変更後
変更をしようとする	生月日
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、A4用紙とすること。

様式第二十（第五十六条の六第一項関係）

様式第二十（第五十六条の六第一項関係）

業務規程認定書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の4において適用する第20条の外第1項の規定により、登録情報水道法規制登録及び登録書類を改めて、次のように書き出します。

1. _____
2. _____

備考 用紙の大きさは、A4用紙とすること。

様式第二十一の二（第五十六条の六第二項関係）

様式第二十一の二（第五十六条の六第二項関係）

業務規程変更認定書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

■ 環境費用水道法規制登録規則を変更したいので、水道法第34条の4において適用する第20条の8第1項後段の規定により、関係書類を改めて、次のように書き出します。

変更前	変更後
変更をしようとする	生月日
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、A4用紙とすること。

様式第二十九の三（第五十六条の七関係）
提出者 休止 葉付 延出書
年 月 日
国土交通大臣 様
総務大臣 様
郵便番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

監修製品専用木道検査機関としての制基専用木道の管轄の範囲を 休止
したので、本規則第 34 条の 4において準用する第 20 条の 9 の規定により次の 休止
とおり届け出ます。

1. 休止 する検査業務の範囲
2. 休止 の理由及び予定期日
3. 休止の定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A4 4 枚とすること。